

目 次

第1章 総 則

第1節 通 則

第1条	用語の定義	1
第2条	適用除外	3
第3条	電圧の種別等	3
第4条	特殊な設計による施設	3
第5条	認可申請	3

第2節 電 線

第6条	絶縁電線	4
第6条の2	多心型電線	4
第7条	コード	4
第8条	キャブタイヤケーブル	4
第9条	低圧ケーブル	4
第10条	高圧ケーブルおよび特別高圧ケーブル	5
第11条	裸電線等	5
第12条	電線の接続法	5

第3節 電路の絶縁および接地

第13条	電路の絶縁	6
第14条	電路の絶縁抵抗および絶縁耐力	6
第15条	回転機および整流器の絶縁耐力	8
第16条	変圧器の絶縁耐力	9
第17条	器具等の絶縁耐力	10
第18条	接地工事の種類	11
第19条	各種接地工事の細目	12
第20条	第三種接地工事等の特例	13
第21条	水道管等の接地極	13
第22条	需要場所の引込口の接地	14
第23条	高圧または特別高圧と低圧の混触 による危険防止施設	14

第24条	混触防止板付き変圧器に接続する 低圧屋外電線の施設等	15
------	-------------------------------	----

第25条	特別高圧と高圧の混触等による 危険防止施設	15
------	--------------------------	----

第26条	計器用変成器の二次側電路の接地	15
------	-----------------	----

第27条	電路の中性点の接地	16
------	-----------	----

第4節 機械および器具

第28条	機械器具の鉄台および外箱の接地	18
第29条	機械器具の熱的強度	19
第30条	高圧用の機械器具の施設	17
第31条	特別高圧用の機械器具の施設	17
第32条	特別高圧用変圧器の施設場所	16
第33条	特別高圧屋外配電用変圧器の施設	16
第34条	特別高圧を直接低圧に変成する 変圧器の施設	17
第35条	高周波利用設備の障害の防止	19
第36条	アークを生ずる器具の施設	19
第37条	開閉器の施設	19
第38条	過電流しゃ断器の施設	20

第39条	過電流しゃ断器の施設	21
第40条	〃	21
第41条	地絡しゃ断装置等の施設	21
第42条	避雷器の施設	22
第43条	避雷器の接地	23

第2章 発電所ならびに変電所、

開閉所および

これらに準ずる場所の施設

第44条	発電所等におけるさく、へい等の施設	24
第44条の2	騒音の防止	24
第44条の3	急傾斜地の崩壊の防止	24
第45条	特別高圧電路の相および接続状態の表示	24
第46条	発電機の保護装置	24
第47条	特別高圧用変圧器の保護装置	24
第48条	電力用コンデンサまたは分路リアクトル の保護装置	25
第49条	調相機の保護装置	25
第50条	発電機等の機械的強度	25
第51条	計測装置	25
第52条	水素冷却式発電機等の施設	26
第53条	圧縮空気装置等の施設	26
第54条	配電盤の施設	26
第55条	照明設備の施設	26
第56条	常時監視をしない発電所の施設	27
第57条	常時監視をしない変電所の施設	28

第3章 電 線 路

第1節 通 則

第58条	電線路の種類	30
第59条	電波障害の防止	30
第60条	架空電線および支持物の施設	30
第61条	架空電線の分岐	30
第62条	架空電線路の支持物の種類	30
第63条	風圧荷重の種別とその適用	30
第64条	架空電線路の支持物の基礎の安全率	32
第65条	鉄柱または鉄塔の構成等	32
第66条	鉄筋コンクリート柱の構成等	32
第67条	木柱の強度計算	32
第68条	支線の使用	32
第69条	支線の仕様細目等および支柱の代用	33
第69条の2	急傾斜地の崩壊の防止	33

第2節 低圧および高圧の架空電線路

第70条	架空弱電流電線路への誘導障害の防止	33
第71条	架空ケーブルによる施設	34
第72条	使用電圧による低高圧架空電線の 強さ、太さおよび種類	34

第 73 条	高低圧架空電線の安全率……………35	第 112 条の 2	特別高圧架空ケーブルによる施設……………62
第 74 条	低高圧架空電線の高さ……………35	第 113 条	特別高圧架空電線の強さ, 太さおよび種類……………63
第 75 条	高圧架空電線路の架空地線……………36	第 114 条	特別高圧架空電線と支持物等との 離隔距離……………63
第 76 条	低高圧架空電線路の支持物の強度等……………36	第 115 条	特別高圧架空電線の安全率……………63
第 77 条	高圧架空電線路の木柱等の支線の施設……………36	第 116 条	特別高圧架空電線の高さ……………63
第 78 条	低高圧架空電線等の併架……………37	第 117 条	特別高圧架空電線路の架空地線……………63
第 79 条	高圧架空電線路の径間の制限……………38	第 118 条	特別高圧架空電線路のがいし装置……………64
第 80 条	低圧保安工事……………38	第 119 条	特別高圧架空電線路の木柱の施設……………64
第 81 条	高圧保安工事……………39	第 120 条	特別高圧架空電線路の木柱等の 支線の施設……………64
第 82 条	低高圧架空電線と建造物との接近……………39	第 121 条	特別高圧架空電線路の鉄柱, 鉄筋コンクリート柱または鉄塔の種類等……………64
第 83 条	低高圧架空電線と道路等との接近 または交さ……………41	第 122 条	特別高圧架空電線路の鉄柱, 鉄筋コンクリート柱または鉄塔の強度等……………65
第 84 条	低高圧架空電線と架空弱電流電線との 接近または交さ……………42	第 123 条	常時想定荷重……………65
第 85 条	低高圧架空電線とアンテナとの接近 または交さ……………45	第 124 条	異常時想定荷重……………66
第 86 条	低高圧架空電線路と交流電車線等との 接近または交さ……………46	第 125 条	特別高圧架空電線路における 耐張型等の支持物の施設……………66
第 87 条	低圧架空電線相互の接近または交さ……………48	第 126 条	特別高圧架空電線と 低高圧架空電線との併架……………67
第 88 条	高圧架空電線等と低圧架空電線等との 接近または交さ……………48	第 127 条	特別高圧架空電線と 低高圧電車線との共架……………68
第 89 条	高圧架空電線相互の接近または交さ……………48	第 128 条	特別高圧架空電線と 架空弱電流電線との共架……………68
第 90 条	低圧架空電線と他の工作物との接近 または交さ……………48	第 129 条	特別高圧架空電線路の 支持物に施設する機械器具等の施設……………69
第 91 条	高圧架空電線と他の工作物との接近 または交さ……………50	第 130 条	特別高圧架空電線路の径間の制限……………69
第 92 条	保護網の施設……………50	第 131 条	特別高圧保安工事……………69
第 93 条	保護線の施設……………51	第 132 条	削除
第 94 条	低高圧架空電線と煙突等とが 接触するおそれがある場合……………51	第 133 条	特別高圧架空電線と建造物との接近……………72
第 95 条	低高圧架空電線と植物との離隔距離……………51	第 134 条	特別高圧架空電線と道路等との 接近または交さ……………73
第 96 条	低高圧屋側電線路等に隣接する 架空電線の施設……………52	第 135 条	特別高圧架空電線と索道との 接近または交さ……………75
第 97 条	低高圧架空電線と 架空弱電流電線との共架……………52	第 136 条	特別高圧架空電線と 架空弱電流電線等との接近または交さ……………76
第 98 条	市街地における高圧架空電線路の 区分開閉器の施設……………53	第 137 条	特別高圧架空電線相互の接近または交さ……………80
第 99 条	農事用低圧架空電線路の施設……………53	第 138 条	特別高圧架空電線と他の工作物との 接近または交さ……………81
第 100 条	構内に施設する使用電圧が 300 V 以下の低圧架空電線路……………53	第 139 条	特別高圧架空電線路の支線の施設……………82
第 3 節 屋側電線路, 屋上電線路, 引込線および連接引込線		第 140 条	特別高圧架空電線が煙突等と 接触するおそれがある場合……………82
第 101 条	低圧屋側電線路の施設……………54	第 141 条	特別高圧架空電線と植物との離隔距離……………83
第 102 条	高圧屋側電線路の施設……………56	第 141 条の 2	特別高圧屋側電線路等に 隣接する架空電線の施設……………83
第 103 条	特別高圧屋側電線路の施設制限……………56	第 142 条	15 000 V 以下の 特別高圧架空電線路の施設……………83
第 104 条	低圧屋上電線路の施設……………56	第 5 節 地中電線路	
第 105 条	高圧屋上電線路の施設……………57	第 143 条	地中電線路の施設……………88
第 106 条	特別高圧屋上電線路の施設制限……………57	第 144 条	地中箱の施設……………88
第 107 条	低圧引込線の施設……………58	第 145 条	加圧装置の施設……………89
第 108 条	低圧連接引込線の施設……………59	第 146 条	地中電線の被覆金属体の接地……………89
第 109 条	高圧引込線等の施設……………59		
第 110 条	特別高圧引込等の施設……………60		
第 4 節 特別高圧架空電線路			
第 111 条	特別高圧架空電線路の市街地等における 施設制限……………61		
第 112 条	誘導障害の防止……………62		

第 147 条	地中弱電流電線への誘導障害の防止	89	第 180 条	低圧屋内電路の引込口における 開閉器の施設	109
第 148 条	地中電線と地中弱電流電線等との 接近または交さ	90	第 181 条	屋内に施設する低圧用の 配線器具の施設	109
第 149 条	地中電線相互の接近または交さ	90	第 182 条	屋内に施設する低圧用の 機械器具等の施設	110
第 6 節 トンネル内電線路			第 183 条	高周波電流による障害の防止	110
第 150 条	トンネル内電線路の施設	90	第 184 条	電動機の過負荷保護装置の施設	111
第 151 条	人が常時通行する トンネル内電線路の施設	91	第 185 条	低圧屋内幹線の施設	111
第 152 条	その他のトンネル内電線路の施設	91	第 186 条	分岐回路の施設	113
第 153 条	トンネル内電線路の電線と 弱電流電線等との離隔距離	91	第 187 条	低圧屋内配線の許容電流	116
第 7 節 水上電線路および水底電線路			第 188 条	屋内低圧用開閉器施設方法の例外	116
第 154 条	水上電線路の施設	92	第 189 条	低圧屋内配線の施設場所による 工事の種類	116
第 155 条	水底電線路の施設	92	第 190 条	がいし引き工事	117
第 9 節 特殊場所の電線路			第 191 条	削除	
第 156 条	地上に施設する電線路	93	第 192 条	合成樹脂線び工事	118
第 157 条	橋に施設する電線路	94	第 193 条	合成樹脂管工事	119
第 158 条	電線路専用橋等に施設する電線路	95	第 194 条	金属管工事	120
第 159 条	がけに施設する電線路	96	第 195 条	金属線び工事	121
第 160 条	削除		第 196 条	可とう電線管工事	121
第 161 条	屋内に施設する電線路	96	第 197 条	金属ダクト工事	122
			第 198 条	バスダクト工事	123
			第 199 条	フロアダクト工事	123
			第 200 条	削除	
			第 201 条	ケーブル工事	124
			第 202 条	削除	
			第 203 条	メタルラス張り等の 木造造営物における施設	126
			第 204 条	低圧屋内配線と弱電流電線等との 接近または交さ	126
			第 205 条	屋内低圧用の電球線の施設	129
			第 206 条	屋内低圧用の移動電線の施設	129
			第 207 条	粉じんの多い場所における低圧の施設	131
			第 208 条	可燃性のガス等の存在する場所の 低圧の施設	133
			第 209 条	危険物等の存在する場所における 低圧の施設	133
			第 210 条	火薬庫における電気工作物の施設	134
			第 211 条	腐しよく性のガス等の存在する 場所の低圧の施設	135
			第 212 条	興行場の低圧工事	135
			第 212 条の 2	作業船等の室内の配線工事	135
			第 213 条	ショウウインドウまたは ショウケース内の配線工事	135
			第 214 条	屋内に施設する低圧接触電線の工事	136
			第 215 条	エレベーター、ダムウエーター等の 昇降路内の低圧屋内配線等の施設	139
			第 216 条	電熱装置の施設	139
			第 217 条	高圧屋内配線等の施設	140
			第 218 条	屋内高圧用の移動電線の施設	142
			第 219 条	屋内に施設する高圧接触電線の工事	142
			第 220 条	特別高圧屋内電気工作物の施設	143
			第 221 条	屋内の放電燈工事	144
			第 222 条	"	145
第 4 章 電力保安通信設備					
第 162 条	電力保安通信用電話設備の施設	98			
第 163 条	通信方式	98			
第 164 条	電力保安通信設備の誘導障害の防止	99			
第 165 条	添架通信線の強さおよび種類	99			
第 166 条	架空電線と添架通信線との離隔距離	99			
第 167 条	架空通信線の高さ	99			
第 168 条	特別高圧電線路添架通信線と道路、 鉄道および他線路との接近または交さ	100			
第 169 条	架空通信引込線の施設	101			
第 170 条	特別高圧架空電線路添架通信線の 市街地引込み制限	102			
第 170 条の 2	15 000 V 以下の特別高圧架空電線路 添架通信線の施設に係る特例	102			
第 171 条	電力保安通信設備の保安装置	102			
第 172 条	特別高圧架空電線路添架通信線に 直接接続する屋内通信線の施設	104			
第 173 条	電力線搬送通信用結合アンテナの施設	104			
第 174 条	電力線搬送用結合装置の保安装置	104			
第 175 条	無線用アンテナ等を支持する 木柱等の施設	105			
第 176 条	無線用アンテナ等の施設制限	106			
第 176 条の 2	急傾斜他の崩壊の防止	106			
第 5 章 電気使用場所の施設					
第 1 節 屋内の施設					
第 177 条	屋内電路の対地電圧の制限	107			
第 178 条	裸電線の使用制限	108			
第 179 条	低圧屋内配線の使用電線	108			

第223条	屋内のネオン放電燈工事	149	第256条	通信上の誘導障害防止施設	176
第224条	屋内放電燈工事の施設制限	151	第257条	地球磁気観測所等に対する障害防止	176
第2節 屋外の施設			第258条	市街地の道路上に施設する 架空直流電車線路の区分	176
第225条	屋外燈の引下げ線の施設	151	第259条	架空直流電車線の太さ	176
第226条	屋側配線または屋外配線の施設	151	第260条	道路に施設する 架空直流電車線路の径間	176
第227条	屋側配線または屋外配線の施設	152	第261条	架空直流電車線の軌条面上の高さ	176
第228条	屋側または屋外に施設する 電球線の施設	153	第262条	架空直流電車線と弱電流電線との 混触による危険防止施設	176
第229条	屋側または屋外に施設する 移動電線の施設	153	第263条	ちょう架用線および張線の接地	177
第230条	屋側または屋外に施設する 配線器具等の施設	154	第264条	直流式電気鉄道用電車線路の絶縁抵抗	177
第231条	屋側または屋外に施設する 電熱装置の施設	155	第265条	架空直流絶縁帰線の施設	177
第232条	屋側または屋外の粉じんの 多い場所等における施設	155	第266条	電しよく防止等	177
第233条	屋側または屋外に施設する 接触電線の施設	155	第267条	〃	177
第233条の2	屋側または屋外の放電燈工事	157	第268条	〃	177
第3節 トンネル、坑道その他これらに類する場所の施設			第269条	〃	178
第234条	人が常時通行するトンネル内の 配線の施設	157	第270条	排流接続	178
第235条	鉱山その他の坑道内の施設	158	第3節 交流式電気鉄道		
第236条	トンネル等の配線と弱電流電線等との 接近または交さ	158	第271条	電車線路の施設制限	180
第237条	トンネル等の電球または 移動電線等の施設	158	第272条	電圧不平衡による障害防止	180
第238条	トンネル等に施設する 配線器具等の施設	159	第273条	通信上の誘導障害防止施設	180
第4節 特殊施設			第274条	電車線等と架空弱電流電線との 接近または交さ	180
第239条	電気さくの施設	159	第275条	電車線等と建造物その他の 工作物との接近または交さ	180
第240条	遊戯用電車の施設	160	第276条	電車線等が煙突等と 接触するおそれがある場合	180
第241条	電撃殺虫器の施設	160	第277条	電車線等と植物との離隔距離	181
第242条	交通信号燈の施設	161	第278条	電車線と併行する金属製の物の接地等	181
第243条	フロアヒーティング等の 電熱装置の施設	162	第279条	吸上変圧器等の施設	181
第244条	電気温床等の施設	163	第280条	架空交流絶縁帰線の施設	181
第245条	電極式温泉用昇温器の施設	165	第4節 鋼索鉄道		
第246条	電気浴器の施設	165	第281条	電車線路の使用電圧の制限	181
第247条	プール用水中照明等の施設	166	第282条	鋼索車線の施設	181
第248条	電気防しよく施設	168	第283条	鋼索車線と架空弱電流電車線との 接近または交さ	181
第249条	小勢力回路の施設	170	第284条	軌条等の施設	181
第249条の2	出退表示燈回路の施設	171	第285条	鋼索車線の絶縁抵抗	181
第250条	電気集じん装置等の施設	172	附 則		182
第251条	アーク溶接装置の施設	173	電気設備に関する技術基準の細目を定める告示		
第252条	エックス線発生装置の施設	174	(技 粹)		
第6章 電気鉄道等			第1条	絶縁電線の規格	183
第1節 通 則			第4条	キャブタイヤケーブル	185
第253条	電車線路の使用電圧の制限	176	第8条	電線接続管等の規格	187
第254条	電波障害の防止	176	第12条の2	漏えい高周波電線の許容限度	187
第2節 直流電気鉄道			第20条	工場打ち鉄筋コンクリート柱等の規格	188
第255条	直流電車線路の施設制限	176	第29条	絶縁電線の許容電流	188
			第29条の2	合成樹脂線びおよびボックス	189
			第33条の2	船用ケーブルの規格	189
			第37条	放電燈用変圧器の規格	189
			第43条	溶接用ケーブルの規格	190
			附 則		190